



埼玉県マスコット「コバトン」



療養中の皆さまへ



難病等により療養されている方が、
よりよい生活を送ることができるよう
地域のサービスの概要や相談窓口等を紹介します

埼玉県秩父保健所

問い合わせ先 保健予防推進担当

電話0494-22-3824

目 次

指定難病に係る医療給付制度	1
難病の情報を得たいとき	1
療養生活の相談窓口	2
介護保険サービス	3
障害福祉サービス等	4
社会福祉協議会でのサービス	4
在宅医療の介護が一時困難となった場合	5
医療費が高額になるとき	5
在宅歯科医療	6
緊急時・災害時に備えて	6
非常時の連絡手段	7・8
市町相談窓口一覧	9

【指定難病に係る医療給付制度】

国が指定した338疾病の治療研究を推進するとともに、患者さんの治療費の負担軽減を図るものです。

世帯の所得に応じて当該疾病の治療費の一部が助成されます。保健所が申請を受け付けた日から対象となります。

詳しくはパンフレット「指定難病の医療給付に係る支給認定申請の手引」をご覧ください。

※ 埼玉県のホームページにも掲載されています。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/tokuteisikkan/>

※ 別制度にて、県単独で指定している疾病もあります。

問い合わせ窓口 秩父保健所 保健予防推進担当

【難病の情報を得たいとき】

難病情報センター

国の難病対策や、医療給付対象疾患・研究対象疾病の情報をインターネットで提供しています。 <http://www.nanbyou.or.jp/>

埼玉県障害難病団体協議会

加盟している団体・患者会があります。

TEL 048-831-8005

(<http://www2.tbb.t-com.ne.jp/snk/>)

膠原病 潰瘍性大腸炎 クローン病 筋ジストロフィー
網膜色素変性症 パーキンソン病 筋萎縮性側索硬化症
てんかん 慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ヘモフィリア
皮膚筋炎・多発性筋炎 後縦・黄色靭帯骨化症
病気の子どもと家族の会 ほか

(他の患者会をお探しの方も、上記の電話番号へお問い合わせください。)

【療養生活の相談窓口】

保健所

保健師や栄養士が療養上の相談に応じています。

埼玉県難病相談支援センター

埼玉県では、難病に関する相談を下記の2ヶ所で行っています。
(相談内容の秘密は厳守) <http://esaitama.org/nanbyo/>

- 医療に関する相談
難病相談支援員が難病患者さんやご家族の相談に応じています。
開設場所：国立病院機構東埼玉病院内（蓮田市黒浜4147）
相談時間：平日 10時～16時（土日祝日・年末年始は除く）
TEL 048-768-3351
FAX 048-768-2305
- 就労・日常生活に関する相談
ピア・サポーター（難病患者やその家族）が、患者会の紹介、日常生活の相談やピア・カウンセリング等を行っています。
開設場所：埼玉県障害難病団体協議会（埼玉県障害者交流センター内）
相談時間：平日 10時～16時（土日祝日・年末年始は除く）
TEL・FAX 048-834-6674

ハローワーク

- 就労に関する相談
以下のハローワークでは、難病に関する専門知識のある「難病患者就職サポーター」が、巡回相談による就職支援を行っています。
予約が必要となりますので、下記までお問い合わせください。

ハローワーク熊谷	TEL 048-522-5656 (44#)
ハローワーク川口	TEL 048-251-2901 (44#)
ハローワーク川越	TEL 049-242-0197 (46#)
ハローワーク浦和	TEL 048-832-2461 (44#)
ハローワーク所沢	TEL 04-2992-8609 (45#)
ハローワーク春日部	TEL 048-736-7611 (43#)

【介護保険サービス】

65歳以上の方 または 次の**特定疾病※**に該当する40～64歳の方が、要支援または要介護の状態になったときは、介護保険サービスを利用できます。

* 介護度や利用するサービスに応じて自己負担額が必要となります。

※ 40～64歳で介護保険を利用できる「特定疾病」とは

- ①末期がん ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靭帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗鬆症 ⑥初老期における認知症
- ⑦進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症・パーキンソン病
- ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症 ⑪多系統萎縮症
- ⑫糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症・糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患
- ⑭閉塞性動脈硬化症、⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

* 太字の疾病は、1ページの「医療給付制度」の対象疾病です。

ただし、②は悪性関節リウマチ、⑥はプリオン病、⑨は広範脊柱管狭窄症のみが、1ページの「医療給付制度」の対象です。

◆ 介護保険サービスの例

＜要支援認定の方＞

予防在宅サービス（予防訪問介護 予防通所介護 予防通所リハビリテーション 介護予防ショートステイ 介護予防福祉用具貸与 介護予防福祉用具購入費の支給 介護予防住宅改修費の支給 等）

* 平成28年度から予防訪問介護と予防通所介護は、市町村が行う新しい介護予防サービスに移行します。

＜要介護認定の方＞

在宅サービス（訪問介護 通所介護 通所リハビリテーション ショートステイ 福祉用具貸与 福祉用具購入費の支給 住宅改修費の支給 等）
施設サービス（特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 等）

* 1ページの「医療給付制度」による受給者証をお持ちの方は、医療機関が行う訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護療養型医療施設に入院したときの介護の必要性に対応する医療サービス について一部の自己負担金が、公費負担されます。

問い合わせ窓口：各市町の介護保険担当課（9ページ参照）

1ページの医療給付に関わることは、秩父保健所へお問い合わせください。

【障害福祉サービス等】

障害者総合支援法の対象疾病に該当する366疾病の方については、身体障害者手帳を取得していない場合でも、障害支援区分に応じて障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等を受けることができます。

なお、難病により身体障害となった方も、身体障害者手帳を取得することにより、障害福祉サービスのほか、重度心身障害者医療費助成制度や障害者手当を受けられる場合があります。

* 所得に応じて自己負担額が必要となります。

<障害福祉サービスの体系>

◆自立支援給付

- ・ 介護給付
例：居宅介護 重度訪問介護 同行援護 療養介護 生活介護
短期入所 重度障害者等包括支援 共同生活援助 施設入所支援 等
- ・ 訓練等給付（機能訓練 生活訓練など）
- ・ 地域相談支援給付
- ・ 計画相談支援給付
- ・ 自立支援医療費
- ・ 補装具の給付

◆地域生活支援事業

地域住民を対象とした研修や啓発、障害者等による自発的活動に対する支援、相談支援、成年後見制度利用支援、コミュニケーション支援、日常生活用具の給付、移動支援 等

その他、指定難病医療受給者に対する通院に要する交通費補助制度や在宅酸素療法の電気料金補助等、市町で独自に行っている補助制度があります。

内容等については、窓口へお問い合わせください。

問い合わせ窓口：各市町の障害福祉担当課等（9ページ参照）

【社会福祉協議会でのサービス】

社会福祉協議会では、車いす等貸出事業、生活福祉資金貸付事業、配食サービス、家事援助サービス等、様々な事業を行っています。

ただし、各社会福祉協議会によって提供可能なサービスが異なりますので、詳しいことは直接お問い合わせください。

問い合わせ窓口：各市町社会福祉協議会（9ページ参照）



【在宅療養の介護が一時困難となった場合】

在宅難病患者一時入院事業（レスパイト入院）

在宅で療養されている難病患者さんを介護している方が、休養や冠婚葬祭等の行事、病気等で介護ができないときなどに、埼玉県と委託契約している医療機関へ一時的に入院できる制度です。

対象者は、以下の①～④すべてを満たす方となります。

- ①埼玉県にお住まいで、指定難病医療受給者証を所持している方
- ②人工呼吸器を装着している方又は気管切開をしている方
- ③在宅で療養されている方で、病状が安定している方
- ④事業の利用について主治医の同意が得られている方

問い合わせ窓口：秩父保健所 保健予防推進担当

【医療費が高額になるとき】

高額療養費制度

医療機関等の窓口での支払いが高額になる場合は、加入されている健康保険に高額療養費に係る限度額適用認定証の申請を行い、「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

この制度を利用すると、家族の所得状況に応じて医療機関窓口における支払の上限額が設定されますので、高額な医療費の負担を軽減することができます。手続きの詳細は、加入されている健康保険にお問い合わせください。

※ 1 ページの指定難病医療給付制度の「医療受給者証」を既にお持ちの方は、「限度額適用認定証」等を申請する必要はありません。

問い合わせ窓口：各保険者（健康保険証に記載されています）

医療費控除

一定の額の医療費を支払ったときは、確定申告を行うことで所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

確定申告は、税務署で受け付けています。

詳細については、下記の『秩父税務署』へお問い合わせ下さい。

問い合わせ窓口：秩父税務署 TEL 0494-22-4433

【在宅歯科医療】

* 訪問歯科診療のご相談・ご依頼を希望される場合、秩父郡市にお住まいの方でしたら、まずはかかりつけの歯科医院に御相談ください。

なお、県では、社団法人埼玉県歯科医師会に委託し、在宅で療養している人や体が不自由な方など、歯科医院への通院が困難な方を対象にした「在宅歯科医療推進窓口」を開設しています。この窓口では、在宅歯科医療に関する相談や、在宅歯科医療を実施している歯科医院の紹介を行っています。

秩父郡市地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点

TEL 080-8729-8020

相談時間：平日 10時～15時（土日祝日・年末年始を除く）

【緊急時・災害時に備えて】

在宅の神経難病患者さん等で人工呼吸器等の医療依存度の高い方の急変時に救急車を呼ぶ時に備え、事前に主治医の先生と患者さん・ご家族で話し合い、方針を書面にしておくことで安心です。

救急車を呼ぶ時のために、救急キット（市町村が配布している場合があります）を用意し、かかりつけ病院や病名・緊急対応に備えた意思表示等を記入し玄関や冷蔵庫に保管しておく方もいらっしゃいます。

また、ひとり暮らしの高齢者や障害者など、災害が起きた時に手助け（援護）を必要とする方に対して、自治会・自主防災組織・民生委員・児童委員・近所の方など地域が連携して避難の支援をしていくしくみで、災害時避難行動要支援者支援制度があります。

詳しくは、市役所・町役場へお問い合わせください。



非常時の連絡手段

災害時は、通常の連絡手段が機能しなくなります。

携帯電話は発信規制がかかり、固定電話もつながりにくくなります。

災害用伝言ダイヤル 『171』

*被災地に電話がつながりにくくなった場合に提供される
NTTの電話サービスです。

*固定電話・IP電話(050を含む)・携帯電話・PHS
の電話番号で登録できます。

*音声ガイダンスに従って操作してください。



【自分が伝言を吹き込む場合】

『171』 + 【1】 + 被災地内の自宅等の電話番号(市外局番から)



【相手の伝言を聞く場合】

『171』 + 【2】 + 被災地内の自宅等の電話番号(市外局番から)



*録音時間は1伝言あたり30秒以内で、災害の規模に応じて1~20件まで
保存できます。保存期間は提供時にお知らせします。

*登録された伝言を『web171』で音声ファイルとして再生できます。

また『web171』に登録された伝言を『171』で音声変換のうえ再生できます。

*毎月1日と15日、防災週間等に体験利用ができます。

災害用伝言板 (web171)

*携帯電話で安否確認ができる災害用伝言板のサービスです。
*被災者が自分の安否情報を登録し、状況を知らせることができます。



各携帯電話会社の「トップメニュー」

▼
「災害安否確認」等

▼
『災害用伝言板』

*毎月1日と15日、防災週間等に体験利用ができます。

家族・関係者と体験利用し、ブックマーク等に登録しておきましょう。

(例) 非常時連絡表

●患者さんのお名前 _____
生年月日 _____ 年 月 日

●非常時に知らせてほしい人
名前 _____ 続柄 _____
住所 _____
電話（固定） _____（携帯） _____

名前 _____ 続柄 _____
住所 _____
電話（固定） _____（携帯） _____

●かかりつけの医療機関
名称 _____
診療科名 _____
かかりつけ医 _____ 先生
電話 _____

●薬局
名称 _____
電話 _____

●訪問看護ステーション
名称 _____
電話 _____

●居宅介護支援専門員
（ケアマネージャー）
名称 _____
氏名 _____
電話 _____

●相談支援専門員
名称 _____
氏名 _____
電話 _____

●いざというとき頼る人
氏名・名称 _____
お願いすること _____
電話（固定） _____（携帯） _____

氏名・名称 _____
お願いすること _____
電話（固定） _____（携帯） _____

市町相談窓口一覧

秩父市

「介護保険」担当窓口	秩父市役所 高齢者介護課	秩父市熊木町8-15 TEL 0494-25-5205
「障害福祉」担当窓口	秩父市役所 障がい者福祉課	秩父市熊木町8-15 TEL 0494-27-7331
社会福祉協議会	秩父市社会福祉協議会	秩父市野坂町1-13-14 (秩父市福祉女性会館内) TEL 0494-22-1514

横瀬町

「介護保険」担当窓口	横瀬町役場 福祉介護課	横瀬町大字横瀬4545 TEL 0494-25-0116
「障害福祉」担当窓口	横瀬町役場 福祉介護課	横瀬町大字横瀬4545 TEL 0494-25-0116
社会福祉協議会	横瀬町社会福祉協議会	横瀬町大字横瀬1240 (横瀬町総合福祉センター内) TEL 0494-22-7380

皆野町

「介護保険」担当窓口	皆野町役場 福祉課	皆野町大字皆野1420-1 TEL 0494-62-1233
「障害福祉」担当窓口	皆野町役場 福祉課	皆野町大字皆野1420-1 TEL 0494-62-1233
社会福祉協議会	皆野町社会福祉協議会	皆野町大字大淵103-1 (老人福祉センター長生荘内) TEL 0494-62-4615

長瀬町

「介護保険」担当窓口	長瀬町役場 健康福祉課	長瀬町大字本野上1035-1 TEL 0494-66-3111
「障害福祉」担当窓口	長瀬町役場 健康福祉課	長瀬町大字本野上1035-1 TEL 0494-66-3111
社会福祉協議会	長瀬町社会福祉協議会	長瀬町大字本野上1021 (長瀬町保健センター2階) TEL 0494-66-1139

小鹿野町

「介護保険」担当窓口	小鹿野町保健福祉センター・ 福祉課	小鹿野町大字小鹿野300 TEL 0494-75-4421
「障害福祉」担当窓口	小鹿野町保健福祉センター・ 福祉課	小鹿野町大字小鹿野300 TEL 0494-75-4421
社会福祉協議会	小鹿野町社会福祉協議会	小鹿野町大字小鹿野300 (小鹿野町けんこう交流館内) TEL 0494-75-4181

この冊子には、令和4年4月の情報を記載しています。
制度が改正されていることがありますので、
紹介している制度等を利用される際には
事前に電話等にて窓口へご確認ください。

埼玉県秩父保健所 保健予防推進担当
〒368-0025 埼玉県秩父市桜木町 8-18
電 話 0494-22-3824
FAX 0494-22-2798



埼玉県マスコット「コバトン」